

税の申告が始まります

今年も所得税の確定申告、市・県民税申告の季節を迎えました。市が行う申告相談会を、2月7日(金)から3月16日(月)まで開催します。

市の相談会場で申告する人へ

- ・青色申告者と初めて住宅借入金特別控除を受ける人は、税務署で確定申告してください
- ・スムーズな申告のため、事業所得や不動産所得などのある人は、事前に記帳の整理をしてください
- ・医療費控除を受ける人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書の整理・集計をお願いします
- ・申告内容によっては、市の相談会場では受付できないものもあります。また、申告期間中、市役所税務課や各支所での申告相談はできません

確定申告が必要な人

- ・事業所得や不動産、配当、その他の雑所得（個人年金など）、一時所得（生命保険の満期金など）、不動産の売却などによる所得がある場合で、所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超える人
- ・給与収入金額が2千万円を超える人
- ・給与を1カ所から受けていて、年末

調整されなかった給与収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
 ・公的年金の収入金額が40万円を超える人、または公的年金の収入金額が40万円以下で公的年金以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
 ・所得税の還付を受ける人

市・県民税の申告が必要な人

- ・令和2年1月1日現在、長門市に住んでいる人は、原則として申告をしなればなりません
- ・収入が何もなく、誰にも扶養されていない人が申告をしないと、国民健康保険などの各種保険料や、保育園・公営住宅などの料金が正しく算定できず、各種給付などの行政サービスを適切に受けられない場合があります
- ・障害年金や遺族年金のみといった人も申告が必要です
- ・給与所得のみで年末調整の済んでいる人や収入が公的年金のみの人で、給与や公的年金の源泉徴収票の内容に変更（所得控除の変更）がある人

確定申告、市・県民税申告に必要なものチェックリスト		
チェック	対象	必要なもの
	全員 (申告会場に必ず持参してください)	①マイナンバーカードもしくは ②マイナンバー通知カードと免許証や保険証などの身分の確認ができるもの 認印 給与や公的年金の源泉徴収票（原本）
	各種事業所得のある人	各種収支内訳書（帳簿の記帳を済ませて収入・経費ごとに集計、領収書は必ず持参）
	農業、不動産などの事業用固定資産償却費がある人	昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税明細書
	社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人	各種支払証明書や領収書
	障害者控除を受ける人	障害者手帳など
	2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人	住宅借入金の年末残高証明書、住宅借入金等特別控除証明書
	医療費控除を受ける人	領収書や支払証明書（医療を受けた人や医療機関ごとに整理・集計すること）、医療費通知
	所得税が還付される人	本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

チェックポイント

- ・成りすましなどの被害を防止するため、申告にはマイナンバー（個人番号）による本人確認が必要となります。
- ①「マイナンバーカード」の提示
- ②「マイナンバー通知カード」とあわせて運転免許証、健康保険証、パスポートなどの提示
- ※ 申告書には、配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーも記載しますので、事前にナンバーを確認のうえ、会場にお越しください。

※1月号広報と一緒に配付した「市・県民税申告特集号」の申告書を自分で記載して資料とともに提出しても申告可能です（郵送可）

市・県民税の申告が必要ない人

- ・所得税の確定申告をする人
- ・給与所得のみで年末調整の済んでいる人
- ・収入が公的年金のみで、公的年金の源泉徴収票の内容に変更のない人

税務署での申告

- ・期間 2/17(月)～3/16(月)※土日除く
- ・時間 9時～17時 ※受付は16時まで
- ・会場 長門税務署
- ・問い合わせ 所得税などについて 長門税務署 TEL 22-2441
- ・選択ナンバー 0(ゼロ) 市・県民税について 税務課市民税係 TEL 23-1124

市・県民税申告相談日程(日置・油谷地区)	月日	曜	会場	午前(9時～12時) ※受付は11時30分まで	午後(13時～16時30分) ※受付は16時まで	
	市・県民税申告相談日程(日置・油谷地区)	2/7	金	宇津賀集落センター	東立石、西立石	大畠、青村
10		月	上津黄、東津黄、西津黄		東後畑、小田 ※15時まで(受付は14時30分まで)	
12		水	向津具公民館	大浦東	大浦西、油谷	
13		木		大和、南方、本郷	山崎、水岬、上野西	
14		金		田久道、白木	久津 ※15時まで(受付は14時30分まで)	
17		月		中ノ森、川尻東	上野東、川尻西	
18		火	油谷支所	稲石、新別名	駅通、大迫	
19		水		東大坊、坂根、山根、二ノ瀬	芝崎、大坊、田上、人丸	
20		木		亀田、植松、荒人	長久、杣地、有宗、広中	
21		金		札場、河原浦、大江	浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場	
25		火		上り野、前方、須方、綾湖、貝川	上蔵小田、下蔵小田	
26		水		油谷中畑、渡場、掛淵	赤屋、木吹、大川尻	
27		木		日置支所	古市新町、古市原小路、新市	古市上、古市下、畑、国広、農土園
28		金			黄波戸口、堀田、亀山	亀山団地、大内山上、大内山下
3/2	月	黄波戸			長崎、矢ヶ浦、茅刈	
3	火	上城、小野地			狩宿、一円	
4	水	向田、川原、日置中村	真口、東坂本、西坂本			
5	木	炭床、北山、野田北、野田南、雨乞	長行			
その他	12	木	物産観光センター	—	★時間延長(全地区対象 16時～19時)	
	13	金		—	★時間延長(全地区対象 16時～19時)	
	16	月		指定日に来れない人：全地区対象		

※ 大日比区・大泊区・青海区の人は相談会場が仙崎公民館に変更となっています
 ※ 午前中の受付は11時30分までですが、混雑状況により、同日午後の相談になる場合があります
 ※ 仙崎公民館、通公民館、宇津賀集落センターおよび向津具公民館では、階段の昇降が困難な人に限り、1階での申告相談を受け付けますので、来場の際に職員にお知らせください

市・県民税申告相談日程(三隅・長門地区)	月日	曜	会場	午前(9時～12時) ※受付は11時30分まで	午後(13時～16時30分) ※受付は16時まで	
	市・県民税申告相談日程(三隅・長門地区)	2/7	金	三隅支所	野波瀬(1～7班)	野波瀬(8～15班)
10		月	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樅の木、麓		宗頭、兎渡谷	
12		水	上中小野、辻並、大竹		下中小野、正楽寺、生島	
13		木	浅田		市、久原	
14		金	三隅中村		湯免、土手、津雲、飯井	
17		月	小島、二条窪		向山、平野	
18		火	豊原(上蓼原・下蓼原、片川、新町、駅前)		豊原(東、沖、上、中、下、西)	
19		水	上東方、下東方、殿村新開、向開作		沢江、上ゲ	
20		木	仙崎公民館		祇園町区、南町区、柴町区、鍛冶屋町区、中新町区、新町区、幸町区、旭町区	本町区、北本町区、洲崎町区、今浦町区、錦町区、新屋敷町区、新開町区
21		金			大日比区、大泊区、青海区	(午後は相談はありません)
25		火	通公民館	通1～4区	通5～8区	
26		水		通9～16区	(午後は相談はありません)	
27		木	俵山公民館	木津区、郷区	黒川区、大羽山区	
28		金		小原区、湯町区、上安田区、下安田区	上政区、七重区 ※15時まで(受付は14時30分まで)	
3/2		月		山小根区、渋木中区、大坪区、坂水区	渋木1～3区、真木区	
3		火		鳥越1区・2区	白湯1区・3区	
4	水	中山区		藤中区、白湯2区		
5	木	田屋区		正明市1～5区		
6	金	上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区		後ヶ迫区、開作区、境川区		
9	月	緑ヶ丘区、駅前区、湊1東区、湊1西区		湊2区、湊中央区、湊3区		
10	火	物産観光センター	板持1区・4区	板持2区・3区		
11	水		上川西2区・3区	上川西1区		
12	木		殿台区、小河内区、大河内区	江良区 ★時間延長(全地区対象 16時～19時)		
13	金		河原区、三ノ瀬区	門前区、湯本区 ★時間延長(全地区対象 16時～19時)		
16	月		指定日に来れない人：全地区対象			